

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書

## 福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本業務方法書は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「協議会」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### (業務運営の基本方針)

第2条 協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって林野庁長官から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領別紙2の要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 協議会は、実施要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本業務方法書に定めた手続に従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

### 第2章 事業の実施

#### (交付金の管理)

第3条 協議会は、国から交付を受けた交付金について、森林・山村多面的機能発揮対策交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定項目を設けることとする。

2 協議会は、交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。

3 協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 協議会は、毎年度、交付金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

#### (交付金に係る採択申請及び採択決定)

第4条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、採択申請書(様式第1号)、活動計画書(様式第2号)に協定書(様式第3号)及び活動組織の運営に関する規約(様式第4号)等(以下「規約等」という。)、採択決定前着手届(様式12号)について、活動地が所在する地方公共団体の長(以下「市町長」という。)から指導・助言を受けるものとする。

なお、市町長は、活動組織への指導・助言に際し、所管する各農林総合事務所及び嶺南振興局の林業担当部課(以下「県事務所」という。)の指導・助言を受けることができるものとする。

2 活動組織の代表者は、実施要領別紙3第5の4(1)に基づき、採択申請書、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等(以下「規約等」という。)を添付したうえで、協議会長に申請するものとする。

また、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合は、実施要領別紙3第5の7に基づき、その理由を明記した採択決定前着手届(様式12号)を提出するものとする。

なお、協議会長への申請は、市町及び県事務所を経由(様式第5号)するものとする。

3 協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、国からの交付決定後、実施要領別紙3第5の4(2)により、速やかに活動組織の代表者に交付金に係る採択決定書(様式第6号)を交付するとともに、県事務所を経由して市町長に通知(様式第7号)するものとする。

4 活動組織の代表者は、次に定める事項の変更が生じた場合は、実施要領別紙3第5の6に基づき、活動計画書に変更があった協定又は規約等について、第1項に準じて指導・助言を受けたうえで、採択変更申請書(様式第10号)を協議会長に提出しなければならない。

なお、協議会長への提出は、市町及び県事務所を経由(様式第5号)するものとする。

(1) 対象森林面積の変更

(2) 取組延長に応じた単価が設定されている活動内容については、取組延長の変更。

(3) 活動回数に応じた単価が設定されている活動内容については、活動回数

(4) 資機材・施設の整備については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。

(5) 活動の中止又は廃止

(6) 第5条第2項により通知された交付金総額の30%を超える減額

5 協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知(様式第11号)するとともに、県事務所を経由して市町長にも通知(様式第7号)するものとする。

6 活動組織の代表者は、第4項に該当しない活動計画書、協定又は規約等の変更をしたときは、変更があった書類について、第1項に準じて指導・助言を受けたうえで、協議会長に届出を行うものとする。

なお、協議会長への届出は、市町及び県事務所を経由(様式第5号)するものとする。

(交付金に係る申請及び支払)

第5条 活動組織の代表者は、交付金の交付について、協議会長に申請（様式第8号）するものとする。ただし、活動組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、協議会長の定める日までに申請するものとする。

なお、協議会長への申請は、市町及び県事務所を経由（様式第6号）するものとする。

2 協議会長は、活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、速やかに交付金を活動組織に交付するとともに通知（様式第9号）し、県事務所を経由して市町長にも通知（様式第7号）するものとする。この際、支出勘定項目を明確にしておくこととする。

(交付金の対象範囲)

第6条 交付金については、活動組織が実施要領別紙3第5の3に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

(交付金の返還)

第7条 活動組織が活動等を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、協議会長は、期日を定めて、是正又は活動組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

2 前項により交付金の返還を求める場合、協議会長は活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付しなければならない。

3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。

4 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。

5 協議会長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があった場合、協議会長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続を経た後、交付金の交付を再開するものとする。

6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報告

(実施状況の報告)

第8条 活動組織の代表者は、毎年度、実施要領別紙3第5の8により交付金の実施状況報告書（様式13号）を作成し、活動記録（様式15号）及び金銭出納簿（様式16号）又はその写しを添えて、第4条第1項に準じて指導・助言を受けたうえで、協議会長が定める日までに、協議会長に提出するものとする。

なお、協議会長への提出は、市町及び県事務所を経由するものとする。

- 2 協議会長は、毎年度、活動組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行い、その確認結果について、実施要領別紙3第5の9（2）に基づき、活動組織の代表者に通知（様式第14号）するとともに、県事務所を経由して市町長に通知（様式第7号）するものとする。
- 3 協議会長は、前項により報告があった場合、実施要領別紙3第7に基づき、活動組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

#### 第4章 雑則

（事業期間）

第9条 本対策の事業期間は、平成29年度から平成33年度までとするものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

平成25年7月11日から施行

平成25年8月12日一部改正

平成26年5月7日一部改正

平成27年5月8日一部改正

平成28年5月12日一部改正

平成29年5月10日一部改正

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 ○○ ○○ 様

○○活動組織  
代表 ○○ ○○ 印

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）
4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	38,000 円/回	回	円	円	円	円
小 計			円	円	円	円
資機材・施設の整備	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手		ha				

入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積						
----------------------------	--	--	--	--	--	--

(注1) 面積は0.1ha、延長はm単位で記入。教育・研修活動タイプの上限は12回。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の整備を実施する面積を記載すること。

(注3) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費（活動推進費＋各タイプ計＋資機材・施設の整備（購入額））

## 6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ （里山林保全）												
A-2 地域環境保全タイプ （侵入竹除去、竹林整備）												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 教育・研修活動タイプ												
3. 資機材・施設の整備												

7. 教育・研修活動タイプの講師等（森林環境教育を実施する場合）

講師等の氏名	取得資格等

（注）取得資格等を有していない者を講師等とする場合、経歴等知識経験が判断できる事項を記載すること。

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

< 施行注意 >

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。



(別紙)

- 1 活動組織名
- 2 活動内容 別添申請書のとおり
- 3 ○○(市町村)の意見(該当する項目の□に✓をお願いします)
  - 大いに有効である
  - 有効である
  - 有効性は認められない

その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください

(協議会が確認する必要がある場合に記載)

- 4 貴(市町村)が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無。
  - 有 (金額 円)
  - 無

記入担当者

○○(市町村)○○課 氏名

TEL ○○○

\* (注) 採択申請書に添付し提出する。

(様式第2号)

# 活 動 計 画 書

平成〇年〇月〇日策定

〇〇活動組織

1. 組織名

2. 所在地

3. 地区の概要、取組の背景等

4. 取組概要

5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

6. 地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

7. 年度別スケジュール

取組概要	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
1. 活動推進費						
2. 実践活動						
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)		ha		ha		ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)		ha		ha		ha
B 森林資源利用タイプ		ha		ha		ha
C 森林機能強化タイプ		ha		ha		ha
		m		m		m
D 教育・研修活動タイプ		回		回		回
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積		ha		ha		ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていないと考えられる森林を整備する面積		ha		ha		ha
3. 資機材・施設の整備 (購入理由)						

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する森林の整備を実施している場合はその森林の面積を除外し、その年度に新たに該当する森林の整備を実施する面積を記載する。

8. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

タイプ名	目 標	モニタリング方法

（目標の設定及びモニタリング方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

9. 年度別実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
年度		
年度		
年度		

10. 安全のために装備する物品及び傷害保険等の名称

11. 4年目以降の活動（森林管理）計画

12. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林簿及び森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画及び森林施業計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止策を図示すること。

13. その他

(1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入を記載すること。

(3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

活動計画における取組についての委託

- ・委託機関名
- ・連絡先（電話番号等）
- ・委託時期
- ・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）
- ・委託金額

(様式第3号)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、〇〇活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

（協定の対象となる森林）

第3条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇—〇

面積 〇〇. 〇ha

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の10に定めるとおりとする。

（活動計画）

第4条 活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の7に定めるとおりとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

(様式第4号)

〇〇活動組織規約(例)

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するように努める。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。



## 第4章 総会

### (総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

### (総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。

二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

### (総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

### (特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 活動組織規約の変更

二 活動組織の解散

三 構成員の除名

四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(会費)

第15条 前条第二号に掲げる収入として、会員から月(年)〇〇円の会費を徴収するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第18条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第19条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第20条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

## 第 7 章 雑則

(細則)

第 26 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成 25 年○月○日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年〇月〇日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

平成 年 月 日

## 〇〇活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記1. 2. のとおり定めます。

### 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

### 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

### 3. 構成員

#### (1) 個人

役職名	氏名	住所	備考

#### (2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

県事務所長 様  
福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会長 様

市町林業担当部課長  
県事務所長

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請（採択変更申請・変更届出・交付申請・実施状況報告・採択決定前着手届）について

標記の件について、下記のとおり提出します。

記

- 1 活動組織名
- 2 提出書類 別添のとおり

〇〇地域活動組織代表  
氏 名 様

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の4（2）に基づき、下記のとおり通知する。

また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

記

1. 活動組織名

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

取組メニュー		交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費		円	円	円	円
地域環境保全タイプ(里山林保全)		円	円	円	円
地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)		円	円	円	円
森林資源利用タイプ		円	円	円	円
森林機能強化タイプ		円	円	円	円
教育・研修活動タイプ		円	円	円	円
資機材・施設の 整備	交付率1/2以内	円	円	円	円
	交付率1/3以内	円	円	円	円
計		円	円	円	円

(注) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計の欄については、協議会が把握している場合に記載すること。

(注) 地域協議会は活動組織に付する条件を別紙に記載し、本通知書と併せて通知すること。

4. 活動組織に条件を付す場合は記載すること。

(様式第7号)

番 号  
年 月 日

〇〇市町長  
氏 名 様

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金について

標記の件について、貴市町内で里山保全活動を行う下記団体に、別添のとおり平成〇年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択通知（変更承認・交付金交付・確認結果通知）をしましたのでご連絡します。

同団体の活動についてご指導願います。

記

1. 活動組織名



(様式第8号)

申請年月日	平成	年	月	日
平成	年度	第	号	

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

会長 ○○ ○○ 様

○○活動組織

代表 ○○ ○○ 印

平成○○年○月○日付け○号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	円
	既交付額 ②	円
	今回申請額 ③	円
	採択決定額(年間交付額)との差額 ④=①-②-③	円

交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
	金融機関名										支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農 林中金												
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)												
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
	※												
	※												
	※												

《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》

ゆうちょ銀行												
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)						
※												

口座名義	フリガナ											
	口座名義											
	住所	(〒 - )	都	道	市	区	府	県	町	村		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

(様式第9号)

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織

代表 〇〇 〇〇 様

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付について (第〇回)

平成〇年〇月〇日付けで交付申請のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、下記のとおり交付したので、森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書第5条第2項に基づき通知する。

記

1 第〇回交付額 (③) 円

2 交付額の内訳

項目	金額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
今回申請額 ③	円
採択決定額 (年間交付額) との差額 ④=①-②-③	円

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 ○○○○ 様

○○地域活動組織代表  
氏 名 印

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書（届出書）

平成○年○月○日付け第○号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 6 に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する（届け出る）。

## 記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	38,000 円/ 回	回	円	円	円	円
小 計			円	円	円	円
資機材・施設の整備	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha				

（注）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から金額を聞いている場合等に記載すること。

#### 4. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全）												
A-2 地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 教育・研修活動タイプ												
3. 資機材・施設の整備												

#### 5. 教育・研修活動タイプの講師等（森林環境教育を実施する場合）

講師等の氏名	取得資格等

#### 6. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

#### 7. 計画変更の理由（減額の理由）

※減額の場合は減額する金額も併せて記載すること。

〇〇地域活動組織代表

氏 名 様

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更通知書

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請について、交付金事業を変更することが認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 6 に基づき、下記のとおり通知する。

## 記

## 1. 活動組織名

## 2. 協定の対象となる森林の位置

## 3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	38,000 円/ 回	回	円	円	円	円
小 計			円	円	円	円
資機材・施設の整備	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円

(様式第 12 号)

番 号  
年 月 日

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 ○○○○ 様

○○地域活動組織代表  
氏 名 印

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙 3 の第 5 の 7 の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 活動組織名
3. 着手予定年月日
4. 採択決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は採択決定前着手届を提出した活動組織が負担すること。
2. 採択決定を受けた交付金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(様式第 13 号)

番 号  
年 月 日

福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
会長 ○○ ○○ 様

○○地域活動組織代表  
氏 名 印

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

平成○年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）（様式第 15 号）
- 2 作業写真整理帳（様式第 15 号別添 1 及び 2）
- 3 平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）（様式第 16 号）
- 4 平成○年度 モニタリング結果報告書（様式第 17 号）
- 5 平成○年度 実施状況整理票（別紙）

(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第 8 号も併せて添付すること。)

(様式第 14 号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域活動組織代表  
氏 名 様

福井県森林・山村多面的機能発揮地域協議会  
会長 氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況確認通知書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野  
庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 9（2）に基づき、実施状況について確認したことを通知  
する。

<施行注意>

交付金の返納を求める場合には、「なお、同要領別紙 3 の第 5 の 9（2）に基づき、既  
に交付した交付金額〇〇〇円との差額〇〇円について、平成〇〇年〇月〇日までに納付  
されたい。」を追記すること。





(別添1)

## 作業写真整理帳

No  
組織名

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

活動項目

- ①：活動推進費
- ②：地域環境保全タイプ（里山林保全）
- ③：地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）
- ④：森林資源利用タイプ
- ⑤：森林機能強化タイプ      ⑥：教育・研修活動タイプ

※活動前、活動中、活動後について、それぞれ遠景・近景を撮影すること。⑥の場合はイベントの準備、実施中、実施後の反省会等の写真を添付すること。



(様式第 17 号)

平成○年度 モニタリング結果報告書

1 活動の目標

--

2 活動実施前の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
-----------	--

3 活動 1 年目の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

4 活動 2 年目の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

5 活動3年目の標準地の状況（平成〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

6 活動4年目の標準地の状況（平成〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

7 活動5年目の標準地の状況（平成〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

（注）目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。



